

中央公園について

種別：街区公園
 位置：双葉町大字新山字東館地内（地番は東館10-1及び東館201）
 計画・供用面積：約0.48ha
 決定年月日告示番号 H2.11.26 双葉町告示第25号

経緯

中央公園は用地の全部を土地所有者（神社役員）との間で賃貸借契約を締結し設置した都市公園である。

このたび、中央公園がある特定復興再生拠点区域は令和4年6月以降の避難指示解除が見込まれることから、土地所有者より公園用地に神社施設を設置したいとの申し出を受けた。

都市公園内に宗教施設を設置することは政教分離の観点からできないため、この用地で都市公園の供用を継続することはできない。

決定済みの都市公園は保存する規定があることから、中央公園を維持するために位置の変更も検討したが、周辺で公園として整備できる同規模の町有地はなく、また新たな民地を公園用地として確保することは短期間では難しく、中央公園を移転することは困難である。

よって、今後土地所有者との賃貸借契約終了に伴い、都市公園法第16条第3項に基づき、中央公園について都市公園の変更（廃止）をすることとしたい。

法的根拠

（都市公園の保存）

第十六条 公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。

（省略）

三 公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該賃貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合

今後の予定

2月19日(土) 住民説明会	3月23日(水) ～4月6日(水) 変更案の縦覧	4月13日 町都市計画審議会	～5月末 県知事協議等を経て廃止	6月末 用地の賃貸借契約終了
-------------------	--------------------------------	-------------------	---------------------	-------------------

